平成３０年（フ）第８号
大分県中津市大字湯屋181番地１　田口住宅Ａ
債務者　上野　　亮
１　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月10日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第３４号
栃木県宇都宮市若松原２丁目５番２号
債務者　鈴木　芳幸
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３９号
栃木県鹿沼市栄町３丁目６番地２　グランデージュ北原　Ｃ棟102、前住所栃木県鹿沼市東町３丁目６番８号　ヴィラクレールＢ－101
債務者　高村　晃平
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第６６号
栃木県宇都宮市砥上町337番地21　クレストⅤⅡ　102号室、前住所神奈川県大和市福田1533番地34
債務者　川井　光雄
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２号
島根県益田市横田町1777番地１（211）、前住所島根県益田市横田町967番地（１－２）
債務者　澁谷　勝雄
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月10日午前11時30分
松江地方裁判所益田支部

平成３０年（フ）第５４号
岡山市中区平井６丁目20番６号　レオパレスセジュール209、旧住所札幌市東区北四十一条東２丁目１番15―405号
債務者　木村　雄弘
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目８番12―303号　パークサイドハイツ
債務者　上原　律子
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第１９３号
東京都町田市本町田1522番地４エスポワールセキネ102
債務者　森　　祐一
１　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５３号
静岡市葵区あさはた１丁目４番９―264号
債務者　岩﨑　洋司
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９号
栃木県足利市南大町267番地21
債務者　堀越　好子
１　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第９５号
静岡県藤枝市瀬古２丁目10番３号　タウニィM202号
債務者　杉村眞里子
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３２号
愛知県豊橋市菰口町５丁目53番地１（102）
債務者　堀部　倍永
１　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第４７２号
埼玉県鴻巣市榎戸２丁目２番６号、旧住所埼玉県鴻巣市生出塚１丁目23番22号
破産者　杉野　健一
１　主文　当裁判所が平成30年１月11日午後５時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「埼玉県鴻巣市生出塚１丁目23番22号」とあるのを「埼玉県鴻巣市榎戸２丁目２番６号、旧住所埼玉県鴻巣市生出塚１丁目23番22号」と更正する。
２　決定年月日　平成30年３月７日
さいたま地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０４１号
札幌市北区北35条西３丁目３番23―203号、開始決定時の住所札幌市東区北27条東16丁目１番28号
破産者　泉亭　祐一
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部